

# Newsletter



No. 34

~~No. 33~~

1991. 5. 20

事務局：〒141 東京都品川区大崎 5-6-2 産能大学内  
日本教育情報学会 運営本部事務局 Tel (03)-5487-8864

## 第 7 回定時総会開催のご案内

第 7 回定時総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 日 時 1991年 8月21日 (水) 12時30分～13時30分
2. 場 所 東京ガーデンパレス 2F 高千穂の間  
(東京都文京区湯島 2-7-5 Tel 03-3813-6211)
3. 議 案 第1号議案 1990年度事業報告及び収支決算承認の件  
第2号議案 1991年度事業計画案及び予算案承認の件  
第3号議案 役員選任の件  
第4号議案 定款変更の件

\*出欠票・委任状は、後日お送りさせていただきます。

1号議案に関する説明資料

1990年度事業報告書（自1990年4月1日 至1991年3月31日）

1990年度に実施した事業は次のとおりである。

- (1)機関誌の発行 「教育情報研究」第六巻第一号、第二号、第三号、第四号(B5版・季刊)、「NEWS LETTER」No.28～33を刊行し会員に配布した。
- (2)総会・役員会等の開催 第6回定時総会(4月19日)を開催した。  
第9回理事会(4月19日)を開催した。  
運営委員会を10回開催した。
- (3)研究会の開催  
年会 日本教育情報学会 年会(1990年7月25日)を東京で開催した。  
研究会・講習会等 研究会・講習会等(1990年4月21日、5月26日)を開催した。

1990年度収支決算書（自1990年4月1日 至1991年3月31日）

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	予 算 額	差 額
1.会 費	5,675,000	6,525,000	△ 850,000
(1)専門会員 会費	( 3,230,000)	( 3,500,000)	(△ 270,000)
(2)一般会員 会費	( 1,970,000)	( 2,150,000)	(△ 180,000)
(3)賛助会員 会費	( 100,000)	( 500,000)	(△ 400,000)
(4)公共会員 会費	( 375,000)	( 375,000)	( 0)
2.入 会 金	54,000	80,000	△ 26,000
3.寄 付 金	0		
4.広 告 料	1,235,000	1,600,000	△ 365,000
5.雑 収 入	1,315,667	600,000	715,667
6.前年度繰越収支差額	2,803,269	2,803,269	0
収 入 合 計	11,082,936	11,608,269	△ 525,333

2. 支出の部

科 目	決 算 額	予 算 額	差 額
1.管 理 費 支 出	2,234,880	3,820,000	△ 1,585,120
(1)役員会等会議費	( 30,880)	( 120,000)	(△ 89,120)
(2)委員会等会議費	( 304,395)	( 400,000)	(△ 95,605)
(3)旅 費 交 通 費	( 394,450)	( 600,000)	(△ 205,550)
(4)通 信 運 搬 費	( 680,385)	( 1,300,000)	(△ 619,615)
(5)消 耗 品 費	( 59,734)	( 50,000)	( 9,734)
(6)印 刷 製 本 費	( 236,400)	( 500,000)	(△ 263,600)
(7)諸 謝 金	( 369,419)	( 600,000)	(△ 230,581)
(8)雑 費	( 159,217)	( 250,000)	(△ 90,783)
2.事 業 支 出	5,806,748	7,550,000	△ 1,743,252
(1)総 会	( 67,980)	( 100,000)	(△ 32,020)
(2)機 関 誌	( 4,631,316)	( 5,500,000)	(△ 868,684)
(3)会 員 名 簿	( 0)	( 150,000)	(△ 150,000)
(4)研 究 会	( 1,107,452)	( 1,800,000)	(△ 692,548)
3.予 備 費	0	238,269	△ 238,269
支 出 合 計	8,041,628	11,608,269	△ 3,566,641
次年度繰越収支差額	3,041,308		

2号議案に関する説明資料

1991年度事業計画書(案)(自1991年4月1日至1992年3月31日)

1991年度に実施する事業は次のとおりである。

- (1)機関誌の発行 「教育情報研究」第七巻第一号,第二号,第三号,第四号(B5版・季刊),「NEWS LETTER」No.34~39を刊行し会員に配布する。
- (2)総会・役員会等の開催 第7回定時総会を開催する。  
第10回理事会を開催する。  
運営委員会を月に1回開催する。
- (3)研究会の開催  
年会 日本教育情報学会 年会を1991年8月21日(水),22日(木)東京にて開催する。  
研究会・講習会等 研究会・講習会等を数回開催する。

1991年度収支予算書(案)(自1991年4月1日至1992年3月31日)

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	備 考
1.会 費	6,325,000	
(1)専門会員 会費	( 3,500,000)	10,000円 × 350人
(2)一般会員 会費	( 2,150,000)	5,000円 × 430人
(3)賛助会員 会費	( 300,000)	100,000円 × 3社
(4)公共会員 会費	( 375,000)	15,000円 × 25校
2.入 会 金	60,000	1,000円 × 60人
3.広 告 料	1,600,000	400,000円 × 4回
4.雑 収 入	600,000	
5.前年度繰越収支差額	3,041,308	
収 入 合 計	11,626,308	

2. 支出の部

科 目	予 算 額	備 考
1.管 理 費 支 出	3,830,000	
(1)役員会等会議費	( 120,000)	評議員会10万円,理事会2万円
(2)委員会等会議費	( 400,000)	委員会35万円,その他事務5万円
(3)旅 費 交 通 費	( 600,000)	役員会・委員会等
(4)通 信 運 送 費	( 1,300,000)	機関誌発送88万円,事務連絡他42万円
(5)消 耗 品 費	( 60,000)	発送用品,コピー用紙等
(6)印 刷 製 本 費	( 500,000)	封筒・申込用紙等
(7)諸 謝 金	( 600,000)	庶務事務,会計事務,機関誌発送等
(8)雑 費	( 250,000)	手数料等
2.事 業 支 出	7,550,000	
(1)総 会	( 100,000)	第7回定時総会
(2)機 関 誌	( 5,500,000)	学会誌 Vol.7-1~7-4 ニュースレター 34~39
(3)会 員 名 簿	( 150,000)	作成費
(4)研 究 会	( 1,800,000)	運営費
3.予 備 費	246,308	
支 出 合 計	11,626,308	

第3号議案に関する説明資料

1991年1月16日、会長より委嘱をされた以下5名の選考委員により、選考委員会が設けられ次期役員候補者の選考を行った。

(選考委員会)

選考委員長 林 大 (国立国語研究所名誉所員)  
 選考委員 芦葉 浪久 (十文字学園女子短期大学)  
           古賀 節子 (青山学院大学)  
           佐々木幹夫 (産能大学)  
           長谷川 忍 (東京女子体育大学) - 委任状による出席

役員候補者 (自1991年4月～至1993年3月末日) (50音順)

会 長 木田 宏 (獨協学園)

副会長 上野 一郎 (産能大学)  
           大沼 淳 (文化学園)  
           辰野 千寿 (財応用教育研究所)

理 事 浅木森 利昭 (国立教育研究所教育情報・資料センター)  
           芦葉 浪久 (十文字学園女子短期大学)  
           東 洋 (白百合女子大学)  
           有 園 格 (日本教育新聞社編集局)  
           猪瀬 博 (学術情報センター)  
           奥田 真文 (川村学園女子大学)  
           後藤 忠彦 (岐阜大学)  
           坂元 昂 (東京工業大学大学院)  
           佐々木 幹夫 (産能大学)  
           手塚 晃 (金沢工業大学客員教授)  
           長尾 真 (京都大学)  
           中山 和彦 (筑波大学)  
           深谷 哲 (豊田短期大学)  
           藤田 恒夫 (産能大学)  
           横山 茂 (全国専修学校各種学校総連合会)  
           若山 皖一郎 (東京電機大学)

監 事 秋葉 中 (公認会計士)  
           秋山 昭八 (弁護士)

第4号議案に関する説明資料

日本教育情報学会 定款の変更案

旧 条 文 (現行)	新 条 文 (変更後)
第4章 総会 第22条 定時総会は、毎年1回 事業年度終了後2月以内に招集 しなければならない。	第4章 総会 第22条 定時総会は、毎年1回 招集しなければならない。